

長野県保安林関係事務取扱要綱

令和6年4月

長野県林務部

長野県保安林関係事務取扱要綱 目次

第1 総則	1
第1条 目的	1
第2条 保安林の種類	1
第3条 適用区分	1
第2 指定施業要件	2
第4条 指定施業要件	2
第3 保安林の指定	4
第5条 指定に直接利害関係を有する者	4
第6条 意見の聴取	5
第4 保安林の解除	5
第7条 解除の要件	5
第8条 解除の手続き	8
第9条 代替保安林の指定	8
第5 保安林の指定施業要件の変更	8
第10条 指定施業要件の変更を行う場合	8
第11条 指定施業要件の変更の手続き	9
第6 保安林における制限	9
第12条 皆伐面積の限度の算定	9
第13条 皆伐面積の公表	9
第14条 立木伐採許可申請の適否の判定	10
第15条 伐採許可の条件	10
第16条 縮減	11
第17条 伐採許可期間の延長	11
第18条 土地の形質の変更等の許可	11
第19条 作業許可申請の適否の判定	11
第20条 作業許可の条件	12
第21条 植栽の義務	14
第7 標準処理期間	14
第22条 保安林の解除	14
第23条 保安林における制限に係る事務	14
第24条 標準処理期間の算定	15
第8 監督処分	15
第25条 監督処分を行うべき場合	15
第26条 監督処分を行うべき時期	16

第 27 条 監督処分の内容	16
第 9 標識の設置	16
第 28 条 標識の様式	16
第 10 保安施設地区	16
第 29 条 保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更	16
第 30 条 保安施設地区における制限	16
第 31 条 保安施設地区における標識の設置	17
第 11 その他	17
第 32 条 損失補償	17
別表 1 (第 4 条関係)	18
別表 2 (第 5 条第 1 項関係)	20
別表 3 (第 7 条第 3 項関係)	22
別表 4 の 1 (第 18 条関係)	23
別表 4 の 2 (第 19 条第 1 項関係)	27
別表 5 (第 19 条第 3 項関係)	31
別紙 1 (第 20 条関係)	32
別紙 2 (第 20 条関係)	33
別紙 3 (第 20 条関係)	34
要綱様式 1～7	35～43

長野県保安林関係事務取扱要綱

最終改正 令和6年4月1日

第1 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、保安林関係事務について必要な事項を定めることにより、保安林の適正かつ円滑な管理に資することを目的とする。

(保安林の種類)

第2条 法第25条第1項第1号から第11号に定める目的を達成するために指定する保安林は、次の17種とする。ただし、本県においては、(4) 飛砂防備保安林及び(7) 潮害防備保安林については該当しない。

- (1) 水源かん養保安林
- (2) 土砂流出防備保安林
- (3) 土砂崩壊防備保安林
- (4) 飛砂防備保安林
- (5) 防風保安林
- (6) 水害防備保安林
- (7) 潮害防備保安林
- (8) 干害防備保安林
- (9) 防雪保安林
- (10) 防霧保安林
- (11) なだれ防止保安林
- (12) 落石防止保安林
- (13) 防火保安林
- (14) 魚つき保安林
- (15) 航行目標保安林
- (16) 保健保安林
- (17) 風致保安林

(適用区分)

第3条 この要綱が適用する保安林の区分は、次によるものとする。

- (1) 「第2 指定施業要件」、「第3 保安林の指定」、「第4 保安林の解除」、「第5 保安林の指定施業要件の変更」、「第10 保安施設地区」及び「第11 その他」は、第4号以下の保安林について適用するものとする。

- (2)「第6 保安林における制限」、「第7 標準処理期間」、「第8 監督処分」及び「第9 標識の設置」は、全ての保安林について適用するものとする。

第2 指定施業要件（第4号以下保安林）

（指定施業要件）

第4条 保安林の指定に伴い定める法第33条第1項に規定する指定施業要件（以下指定施業要件をいう。）については、政令別表第2に準拠するほか、次によるものとする。

（1）伐採の方法の基準

ア 主伐に係るもの

（ア）指定施業要件として定める伐採の方法は、別表1により定めるものとする。

（イ）伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする旨を定めるものとする。

（ウ）保安林機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときは、前記（ア）及び（イ）によるほか、これら以外の方法によっても伐採をすることができる旨（以下「伐採方法の特例」という。）を定めることができるものとする。伐採方法の特例は、当該保安林の樹種又は林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定め得るものとし、指定の日から10年を超えない範囲内で当該特例の有効期間を定めるものとする。なお、伐採方法の特例のうち伐採種については、択伐とする森林については伐採種を定めないことができるものとし、禁伐とする森林については択伐とすることができるものとする。

（エ）伐採種は、当該森林の地況、林況等を勘案して、地番の区域又はその部分を単位として定めるものとする。

イ 間伐に係るもの

間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するための間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

なお、択伐林型を造成するための間伐には、択伐林型を新たに造成する場合のほか、択伐林型の準備段階や造成途中にある場合、択伐林型の下木の造成に必要な上木を間伐する場合を含むものとする。

（2）伐採の限度の基準

ア 主伐に係るもの

（ア）指定施業要件として定める立木の伐採の限度は、指定の目的に係る受益の対象

が同一である保安林又はその集団を単位として定めるものとする。

(イ) 指定施業要件として定める立木の伐採の限度のうち、1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件として、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を政令別表第2の第2号(一)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に、前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可(以下「立木伐採許可」という。)をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

(ウ) 政令別表第2の第2号(一)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として次の範囲内において、伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮し個別にきめ細かに定めるものとする。

なお、保安林等の指定を円滑に進めるため、皆伐面積の限度を定める際には森林所有者の意向を十分に把握するものとする。

a 飛砂防備、干害防備及び保健保安林の各保安林

10ヘクタール以下

b その他の保安林(当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものに限る。)

20ヘクタール以下

(エ) 前記(1)のアの(ウ)により樹種又は林相の改良のために伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は、定めないものとする。

(オ) 政令別表第2の第2号(一)ニの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。

(カ) 規則第56条第3項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率の算出に用いる係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には40パーセント)以上である森林にあつては当該森林の立木度、その他の森林にあつては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地に植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には40パーセント)以上となる時期において推定される立木度とするものとする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味し

て±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表すものとする。ただし、蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積に代えて本数を用いるものとする。

(3) 植栽の基準

ア 政令別表第2の第3号は、立木を伐採した後において現在の森林とおおむね同等の保安機能を有する森林を再生する趣旨で設けられたものであるから、植栽以外の方法によりの確かな更新が期待できる場合には、これを定めないものとする。

この場合において、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画を立てている森林については、原則として定めるものとする。

イ 法第34条第2項の許可（以下「作業許可」という。）を伴う場合において、保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り定めることを要しないものとする。

ウ 政令別表第2の第3号（三）の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び樹種の経済特性を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができるものとする。

第3 保安林の指定（第4号以下保安林）

（指定に直接利害関係を有する者）

第5条 法第27条第1項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(2) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれのある者

なお、(2)における「保安林の指定により直接利益を受ける者」については、別表2を基本的な考え方とし、現地の実態をも踏まえながら適切に対処するものとする。

2 申請者が当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、前項及び次に掲げる書類により判断するものとする。

(1) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

ア 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

(ア) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）

(イ) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書及び公正証書、戸

籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権限を有する者であることを証する書類

イ 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権限を有する者であることを証する書類

(2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権限を有する者であることを証する書類

(意見の聴取)

第6条 法第32条第1項の規定により、意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、前第5条第1項及び第2項によるものとする。

2 法第32条第1項に規定する意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

3 法第32条第1項に規定する意見書には、原則として森林計画図の写しを添付するものとする。

第4 保安林の解除（第4号以下保安林）

(解除の要件)

第7条 法第26条の2第1項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとするものとする。

(1) 受益の対象が消滅したとき。

(2) 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき。

(3) 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められたとき。

(4) 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき。

2 法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し、若しくは使用できることとされている事業又はこれに準ずるものの用に供する必要が生じたときとするものとする。なお、「特定規模電気事業者に係る保安林の解除の取扱いについて」（平成24年6月29日付け24林整治第589号林野庁治山課長通

知)に即して特定規模電気事業者の用に供する電気工作物を設置するために保安林の解除を行う場合についても「公益上の理由」による解除として取り扱う。

- 3 前第1項又は第2項による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること(以下「転用」という。)を目的とする解除(以下「転用解除」という。)については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

(1)「指定の理由の消滅」による解除

ア 級地区分

別表3の第1級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合に限り転用解除を行うものとする。

イ 用地事情

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置(以下「事業等」という。)による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

ウ 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限のものであること。

(ア) 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らして適正であること。

(イ) 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限のものであること。

エ 実現の確実性

次の事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

(ア) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

- (イ) 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (ウ) 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (エ) (イ) 及び (ウ) の土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。
- (オ) 事業者が当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

オ 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができると認められるものであること。ただし、利害関係を有する者が登記簿上の記名共有である場合で、任意の団体を組織しているものは、当該団体の規約及び総会議事録を添付すれば、代表者1人の同意書をもって足りるものとする。

カ その他の満たすべき基準

- (ア) 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又はたい積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- (イ) 当該事業等が長野県の定める「開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針」及び「開発事業に関する技術的細部基準」に示す基準に適合するものであること。
- (ウ) 転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の代替保安林とすべき森林が確保されるものであること。

(2) 「公益上の理由」による解除

ア 級地区分

別表第3の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地については、前記(1)のアと同様とする。

イ 用地事業等

(1)のイを準用するものとする。

ウ 面積

(1)のウを準用するものとする。

エ 実現の確実性

(1)のエを準用するものとする。

オ その他の満たすべき基準

(1)のオを準用するものとする。

(解除の手続き)

第8条 法第27条第1項の規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者については、前第5条第1項を準用するものとする。

2 規則第48条第1項第2号に規定する申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、前項に基づき前第5条第2項の(1)(2)の書類により判断するものとする。

3 法第32条第1項の規定により、意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の解除に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、前記第2項を準用し、意見の聴取については前第6条第2項を準用するものとする。

(代替保安林の指定)

第9条 保安林の転用解除に伴う代替保安林等の指定は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすことがないよう代替施設の設置と併せて措置する必要がある場合に適用されるものである。

この取扱いについては、次により適切に処理するものとする。

(1) 生活環境の保全・形成等の目的で指定された保健保安林の転用解除に係る代替保安林の指定は、周辺の土地利用及び保安林配備の状況、当該森林の現況等に配慮し、原則として受益の対象がおおむね同一の区域の森林を対象として行うものとする。

(2) (1)以外であって、大規模な森林の開発転用に際して生活環境の保全・形成等の機能を確保するため必要があると認められる場合には、当該事業区域の周辺部等に保健保安林等が適切に配備されるよう努めるものとする。

第5 保安林の指定施業要件の変更(第4号以下保安林)

(指定施業要件の変更を行う場合)

第10条 災害の発生等に伴い保安林に係る指定施業要件を変更しなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合又は植栽に係る指定施業要件が定められていない保安林において植栽が行われた場合には、法第33

条の2第2項の申請がなくても、同条第1項の規定に基づく指定施業要件の変更を遅滞なく行うものとする。

- 2 指定施業要件として植栽が定められている保安林については、作業許可を伴う場合であって保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該指定施業要件を変更し、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない旨を当該指定施業要件とすることができるものとする。

(指定施業要件の変更の手続き)

第11条 法第33条の2第2項並びに第33条の3において準用する第27条第2項及び第3項の規定に基づく指定施業要件の変更に係る申請書の受理については、前第5条を準用するものとする。

- 2 法第33条の3において準用する第32条の規定に基づく意見の聴取については、前第6条を準用するものとする。

第6 保安林における制限 (全ての保安林)

(皆伐面積の限度の算定)

第12条 政令別表第2の第2号(一)イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u : 平均年齢

u_1 、 u_2 、 u_3 …… : 各樹種の標準伐期齢

a 、 b 、 c …… : 各樹種の期待専有面積歩合

(皆伐面積の公表)

第13条 政令第4条の2第3項の規定による公表は、同一の単位とされる保安林及び保安林施設(以下「保安林等」という。)ごとに皆伐面積の限度を明示してするものとする。この場合において、前第4条第1項第1号ア(ウ)により伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、同条第1項第1号ア(ア)により指定されたものについての皆伐面積の限度に合算して定めるものとする。

- 2 政令第4条の2第3項に規定する同一の単位とされる保安林等については、当該保安林等に流域又は行政単位等(市郡、町村、大字、字)の名称を冠して表示するものとする。
- 3 面積はヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するものとする。

のとする。

(立木伐採許可申請の適否の判定)

第14条 政令別表第2の第1号(1)口の択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

(1) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採(当該伐採区域内に当該伐採によって帯状に生ずる無立木地の配置及びその間隔が、おおむね均等であり、それぞれの無立木地の幅が10メートル未満であるような伐採をいう。)

(2) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。

2 政令別表第2の第1号(二)イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とするものとする。

3 政令別表第2の第2号(一)口の1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地であっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。))又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートル以上にわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、政令別表第2の第2号(一)口の規定は適用されないものとする。

4 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。

5 許可に係る伐採の方法が前第4条第1項第1号ア(ウ)の伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。ただし、許可に条件を付すことによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

(伐採許可の条件)

第15条 法第34条第6項の規定に基づき立木の伐採の許可に付する条件は、次によるものとする。

(1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。

(2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。

(3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂の流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。

(4) 当該伐採の方法が前第4条第1項第1号ア(ウ)の伐採方法の特例に該当するものであって前第14条第5項のただし書きに該当する場合には当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(縮減)

第16条 皆伐による立木の伐採の許可申請(2月1日公表に係るものを除く。)について、政令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、政令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において、森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を政令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。

2 政令第4条の3第1項の第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

(1) 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。

(2) 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

(伐採許可期間の延長)

第17条 法第34条第1項の規定により、許可を受けた者は、やむを得ない事由により同第6項の規定により附した条件の期間内に伐採を終了できない場合には、伐採期間の延長を申請することができるものとする。(様式1の1)

2 法第34条の2第1項及び法第34条の3第1項並びに規則第60条第2項の規定による届出者は、やむを得ない事由により届出書の伐採期間内に伐採を終了できない場合には、伐採期間終期の20日前までに伐採期間の延長を届け出ることができるものとする。(様式1の2)

(土地の形質の変更等の許可)

第18条 作業許可について、同項に掲げる行為の取扱いは、別表4の1に掲げるとおりである。

(作業許可申請の適否の判定)

第19条 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可はしないもの

とする。ただし、解除予定保安林において、法第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項の告示の日から 40 日を経過した後（法第 32 条第 1 項の意見書の提出があったときは、これについて同条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29 条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容が変更されない場合に限る。）に当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う場合並びに別表 4 の 2 に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。
 - (2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合。
 - (3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。
 - (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。
 - (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2 年以内に当該採掘地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。
 - (6) 開墾その他の土地の形質の変更をする行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設、又は拡張、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物のたい積をする場合又は土砂捨てその他物件のたい積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
 - (7) 水源の保全に必要な保安林において、家畜の放牧、土石又は樹根の採掘等、当該行為に伴う土砂の流出等により、濁水が発生し、水利用上支障を来すおそれがある場合。ただし、沈砂池等の水質保全施設が適切に措置され、支障を来さないと判断される場合はこの限りではない。
- 2 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採をしようとする日の 2 週間前までに伐採の届出がなされていないとき又はその態様が当該保安林の指定施業要件の定める伐採の方法、限度に適合しないときは、許可しないものとする。
 - 3 別表 4 の 2 の区分 1 に該当する「森林施業及び管理に必要な道路」の設計及び審査基準は、別表 5 のとおりとする。
(作業許可の条件)

第 20 条 法第 34 条第 6 項の規定に基づき作業許可について付する条件は、次によるものとする。

(1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

ア 前第 19 条第 1 項のただし書に該当しない行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から 5 年以内の期間、それら以外にあつては行為に着手する時から 2 年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 別表 4 の 2 に掲げる行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は原則として当該期間内に植栽することが困難とならないと認められる期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表 4 の 2 の 1 及び 2 にあつては、当該行為に着手する日から 5 年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表 4 の 2 の 3 及び 4 にあつては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

(2) 行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して土砂が流出し、崩壊し、若しくはたい積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

(4) 風致保安林内で施設の設置等を行う場合には、形状、色彩に配慮する等の条件を付する。

(5) その他の許可条件については、別紙 1 の条件例を基本とし、必要に応じて条件を追加又は削除するものとする。

(6) 保安林解除に伴う作業許可については、別紙 2 及び別紙 3 の条件例を基本とし、

必要に応じて条件を追加又は削除するものとする。

(植栽の義務)

第 21 条 規則第 57 条第 2 項の適用は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において、択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。

2 指定施業要件として定められている複数の樹種を植栽するときは、樹種ごとに、植栽する 1 ヘクタール当たりの本数を規則第 57 条第 1 項又は第 2 項の規定により算出される植栽本数で除した値を求め、その総和が 1 以上となるような本数を植栽するものとする。

第 7 標準処理期間 (全ての保安林)

(行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 6 条の規定)

(保安林の解除)

第 22 条 農林水産大臣 (以下「大臣」という。) の権限に係る指定の解除について、知事が行う事務に係る標準処理期間は次のとおりとする。

(1) 地域振興局長 (以下「局長」という。) が申請書を受理してから知事が大臣へ進達するまでの期間

おおむね 2 ヶ月以内

(2) 知事が大臣から予定通知を受け取り、予定告示を行うまでの期間

おおむね 2 週間以内

2 知事の権限に係る指定の解除についての標準処理期間は次のとおりとする。

(1) 法第 26 条の 2 第 4 項に規定する大臣協議を必要とするものについて、局長が申請書を受理してから知事が大臣に協議書を提出するまでの期間

おおむね 3 ヶ月以内

(2) 知事が大臣から前号の協議結果を受け取り、予定告示を行うまでの期間

おおむね 2 週間以内

(3) 前 2 号の協議を要しないものについて、局長が申請書を受理してから知事が予定告示を行うまでの期間

おおむね 3 ヶ月以内

(保安林における制限に係る事務)

第 23 条 「第 6 保安林における制限」について、局長が行う事務に係る標準処理期間は次のとおりとする。

(1) 法第 34 条第 1 項の規定による伐採の許可のうち

択伐に係るもの

申請書を受理してから 30 日以内

皆伐に係るもの

政令第 4 条の 2 第 3 項の公表期間満了後 30 日以内

- (2) 法第 34 条第 2 項の規定による作業許可
申請書を受理してから 30 日以内
- (3) 法第 34 条の 2 第 1 項の規定による択伐届けに係る適否審査
届出書の提出があつてから 20 日以内
- (4) 法第 34 条の 3 第 1 項の規定による間伐届けに係る適否審査
届出書の提出があつてから 20 日以内
(標準処理期間の算定)

第 24 条 前第 22 条及び第 23 条に規定する標準処理期間の算定には、次の期間は含まないものとする。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 土・日・祝日等の休日

第 8 監督処分 (全ての保安林) (監督処分を行うべき場合)

第 25 条 法第 38 条の規定に基づく監督処分については、次によるものとする。

- (1) 法第 38 条第 1 項又は第 2 項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が法第 34 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が同条第 1 項若しくは第 2 項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同条第 1 項第 7 号若しくは第 2 項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により同条第 1 項若しくは第 2 項の許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。
- (2) 法第 38 条第 1 項又は第 3 項の造林命令は、立木の伐採その他の行為が立木伐採許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が、同項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同項第 7 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合又は法第 34 条の 2 第 1 項の届出をせずに行われた場合であつて、造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地について、的確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。
- (3) 法第 38 条第 2 項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が、同項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合であつて、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくはたい積することにより付近の農地若しくは森林その他の土地、道路、鉄道その他これらに準ずる設備若しくは住宅、

学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(4) 法第 38 条第 4 項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び定められて保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

(監督処分を行うべき時期)

第 26 条 中止命令及び植栽命令は違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令は当該命令を行う必要があると認められるとき、それぞれ遅滞なく行うものとする。

(監督処分の内容)

第 27 条 造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合はその定められたところによるものとする。

2 法第 38 条第 2 項に規定する期間は、原則として、命令する時から 1 年を超えない範囲内で定めるものとする。なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか、原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

3 法第 38 条第 4 項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了の日から 1 年を超えない範囲で定めるものとする。

第 9 標識の設置 (全ての保安林)

(標識の様式)

第 28 条 法第 39 条第 1 項の規定に基づく保安林の標識に記載する名称は、前第 2 条第 1 項各号に掲げるとおりとする。

2 保安林の標識の色彩は、次のとおりとする。

(1) 第 1 種標識の地は白色、文字は黒色。

(2) 第 2 種標識の標板の地は黄色、文字は黒色。

(3) 第 3 種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林区域の境界線は赤色。

第 10 保安施設地区 (第 4 号以下保安林)

(保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更)

第 29 条 法第 44 条において準用する第 27 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づく保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請書の受理については、前第 5 条を準用するものとする。

2 法第 44 条において準用する第 32 条の規定に基づく意見の聴取については、前第 6 条を準用するものとする。

(保安施設地区における制限)

第 30 条 法第 44 条において準用する第 34 条の規定に基づく保安施設地区における制限については、「第 6 保安林における制限」を準用するものとする。

(保安施設地区における標識の設置)

第 31 条 法第 44 条において準用する第 39 条第 1 項の規定に基づく標識の設置については、「第 9 標識の設置」を準用するものとする。

第 11 その他 (第 4 号以下保安林)

(損失補償)

第 32 条 法第 35 条及び政令第 5 条の規定により長野県が行う損失の補償については、「長野県保安林損失補償及び受益者負担事務処理要綱」(平成 14 年 12 月 10 日付け 14 森第 533 号)の規定するところによるものとする。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

保安林の種類	指定施業要件における伐採の方法 (主伐)
防風保安林 防霧保安林	1 林帯の幅が狭小な森林 (その幅がおおむね 20 メートル未満のものをいうものとする。) その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐 (その程度が特に著しいと認められるもの (林帯については、その幅がおおむね 10 メートル未満のものをいうものとする。) にあつては、禁伐) 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 防雪保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐 (その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐) 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林 落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
航行目標保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐

	<p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
風致保安林	<p>1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p>

別表 2（第 5 条第 1 項関係）

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
防風保安林	<p>当該森林の林帯方向における両端を通して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帯の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ 5 倍、風下側へ 35 倍の水平距離（林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ 5 倍、35 倍の水平距離。）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）を直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帯の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
水害防備保安林	<p>当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
干害防備保安林	<p>当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当な権原を有する者とする。</p>
防霧保安林	<p>防風保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の 20 倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
なだれ防止保安林	<p>当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、たい積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
落石防止保安林	<p>当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>

防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
魚つき保安林	当該森林の魚類の棲息と繁殖に影響を与える湖沼等において漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林の通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権原を有する者とする。
保健保安林	<p>1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃及び煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり、保安林の指定により直接利害を受ける者等に該当する者はいない。</p>
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。

別表3（第7条第3項関係）

転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	<p>次のいずれかに該当する保安林</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（同法の施行前におけるこれに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。） 2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの 3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの 4 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの
第2級地	第1級地以外の保安林

（注）

治山事業の施行地については、特に国土保全等公益を確保する上で厳正な取扱いを必要とするものであり、当該施行地が介在する保安林については、開発転用を極力避けるよう指導するものとする。

(別表4の1)

(第18条関係) 森林法第34条第2項に掲げる行為の解釈

行為の内容	許可の対象となる行為	許可不要の行為	備考
立竹の伐採	立竹を刈り取ることにより当該保安林を維持できないおそれのある行為。	ササの刈払。	
立木の損傷	立木を損ない傷つけることにより立木の生育を阻害するおそれのある行為。	樹幹の外樹皮の剥離（栓皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）。	内樹皮まで剥離する行為は、立木の損傷に該当。
		生長錘等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等。	
		枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測定の見通し確保のための枝の切除等）。	歩道のかぶり取りのためののものであっても、葉量を大幅に減少させ又は樹幹を損傷する行為は立木の損傷に該当。
		病虫害の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等。	
		立木からのキノコの採取及び立竹の損傷。	キノコと同時に立木の一部を削り取る行為は立木の損傷に該当。
下草、落葉又は落枝の採取	下草、落葉又は落枝を選んで拾い取ることにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為。	表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後	長期間下草等を除去したまま放置され、露出した森林土壌が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合は、下草、落葉又は落枝の採取に該当。

		に直ちに復元する行為。	
		キノコ及びタケノコの採取。	キノコ及びタケノコの採取であっても、採取後に穴が開いたまま放置される場合は、土地の形質の変更に該当。
家畜の放牧	牛、馬、羊などを放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為。	家畜の通行及び家畜の一時的な繋留。	家畜の一時的な繋留とは、保安林を通行する家畜を休息等のために一時的に繋止める行為を指し、長期間繋ぎ止めることによって表土が踏み固められるような場合は、家畜の放牧に該当。
土石又は樹根の採掘	土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ることにより立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為。	立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の土石の拾集（数個程度の石の拾集等）。	
開墾その他の土地の形質を変更する行為	土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為。 例示すれば以下のとおり ・農地の造成 ・砂、砂利又は転石の採取 ・鉱物の採掘 ・宅地の造成 ・土砂捨てその他物件のたい積 ・建築物その他の工作物又は施設の新築又は増	立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）。	「立木の更新又は生育の支障とならず」とは例えば、植栽本数3,000本/ha（約1.8m四方に一本の割合）とされている場合は、伐採跡地に1.5m四方の移動式の物置を置いたまま放置する行為、又は2m四方の移動式の物置を一時的に置いた後植栽義務の履行までに撤去す

築

- ・ 土壌の理学性及び化学的性質を変更する行為
その他の植生に影響を及ぼす行為

る場合が該当するが、2 m四方の移動式の物置を放置したままにすることにより、指定施業要件に従って植栽することを妨げる場合、「土地の形質を変更する行為」に該当。

「掘削又は盛土を…一時的にした後に直ちに復元する行為」とは、例えば、測量杭を設置するために、表土に短期間穴を開け、測量杭の設置後その穴に元の土を埋め戻す行為であり、長期間穴を開けたまま放置され、当該穴の壁面又は当該穴から一時的に掘り出された土が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合、「土地の形質を変更する行為」に該当。

「杭・測量杭の挿入等」であっても、立木の更新又は生育の支障となるか、掘削又は盛土をするか若しくは一時的にした後に放置される行為は、「土地

		<p>の形質を変更する行為」に該当。</p> <p>「設置」とは、移動式のトイレ等を表土を掘削又は盛土せずに置くこと等であり、改築とは、既設の作業小屋等を解体し同一の区域内に新しい作業小屋等を建設すること等であり、同一の区域からはみ出す部分がある場合は、「土地の形質を変更する行為」に該当。</p>
--	--	---

別表4の2（第19条第1項関係）

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業及び管理に必要な施設	<p>(1) 林道（車道幅員が4 m以下のものに限る）、森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。</p> <p>(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が（1）の林道に類するものを設置する場合</p>
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 当該施設を設置のため土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行なおうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。</p> <p>①土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>②非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地。</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積が200平方メートル未満であり、かつ一変更行為に係る建築面積の合計は、400平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p>

	<p>①建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。</p> <p>②建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね、1.5メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
<p>3 森林の有する保安機能の維持又は代替する施設</p>	<p>(1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合</p> <p>(2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。</p> <p>①施設の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。(例えば、水路、へい、柵等)</p> <p>②変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。(例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等)</p> <p>ただし、区域内に建築物（建築基準法第2条：屋根及び柱若しくは壁を有する工作物）を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であつて、かつその高さが周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p> <p>(2) その他</p> <p>一時的な変更行為であつて次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>①変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。</p> <p>②変更行為の終了後には、植栽され確実に森林に復旧されるものであること。</p> <p>③区域の面積が、0.2ヘクタール未満のものであること。</p> <p>④土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。</p> <p>⑤切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。</p>

(注)

- 1 林道については、車道幅員（路肩を除く。）が4メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

- 2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

- 3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。

- 4 切土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。また、盛土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5 メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5 メートルを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

- 5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に2年

を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を5年まで延長することを可能とする。

- 6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。

(要綱第 19 条関係) (別表 5)

1 森林の施業・管理に必要な施設 (森林の施業・管理に資する道路) の設計 (審査) 基準

区分	行為の目的・態様・規模等	設計 (審査) 基準					
森林の施業・管理に必要な施設	林道 森林の施業・管理に資する農道等	「林道規程」、「道路構造令」等による。ただし、幅員については、以下のとおりとする。					
		幅員	車道幅員 4.0m 以下				
		「森林作業道作設指針」「長野県森林作業道作設マニュアル」による。なお、基本設計については、以下のとおりとする。					
		幅員	全幅員 4.0m 以下 (走行を想定する車両機種等により決定すること)				
		曲線半径	6m 以上 (場合によりスイッチバック可)				
		縦断勾配	2t トラック以下の車両：18% 以下 クローラタイプの車両：25% 程度				
	森林作業道	法面	<table border="1" data-bbox="896 794 1359 890"> <tr> <td>土砂</td> <td>6分</td> </tr> <tr> <td>岩</td> <td>0分～3分</td> </tr> </table> (1) 切取勾配 ※締まった地山の場合 1.5m まで直切りが可能とする。 (2) 盛土勾配 おおむね 1 割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が 2m を超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。	土砂	6分	岩	0分～3分
	土砂	6分					
	岩	0分～3分					
		排水処理等	(1) 路面排水の処理 分散型排水とすること。 (2) 沢の横断 関連法規 (規制) を確認の上、原則「洗い越し」とすること。				
	その他	現場発生材を用いるなど簡易な構造物とし、基本的に永久構造物を設置しないこと。					

保安林(保安施設地区)内作業許可条件例

以下の条件に従って、作業行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- 1 作業行為に着手したときは、着手した日から 5 日以内に許可権者に届け出ること。(様式 2 による。)
- 2 作業行為の間中は、見やすい場所に保安林内作業許可標識を掲示すること。(様式 7 による。)
- 3 作業行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 4 県の職員又は県が任用する森林保全巡視指導員が、作業行為の施工状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 5 開発行為が完了したときは、5 日以内に許可権者に届け出ること。(様式 3 による。) また、県の職員が、行為結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 設置した施設の維持管理について約した書面を前項の完了届出書に添えて提出すること。(様式 4 による。)
- 7 作業行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ許可権者に届け出るほか、許可権者の指示に従い、防災措置を講ずること。(様式 5 による。) また、県の職員が、防災措置に関する確認を行う場合は、これを拒否しないこと。
- 8 作業行為の施工中に、災害が発生するか又は発生するおそれがある場合には、適切な措置を講じるとともに、遅滞なく許可権者に届け出ること。(様式 6 による。) また、許可権者より防災措置に関する指示があった場合には、指示に従い適切な措置を講ずること。
- 9 作業行為の内容又は期間を変更する場合は、あらかじめ変更の手続きを行うこと。(要領様式 47 による。)
- 10 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで行い、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。
また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 11 立木の損傷、地表の保全に十分配慮し、作業を行うこと。
- 12 法面の緑化及び樹木の植栽は、適期に行うこと。
- 13 施工中、埋没する工作物(部分的に埋没する場合も含む)については、数量が確認できるように、状況写真を撮り、確認調査の際提出すること

(要綱第 20 条関係) (別紙 2)

公益上の理由による保安林解除に伴う

保安林内作業許可条件例

以下の条件に従って、作業行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- 1 作業行為に着手したときは、着手した日から 5 日以内に許可権者に届け出ること。(様式 2 による。)
- 2 作業行為の期間中は、見やすい場所に保安林内作業許可標識を掲示すること。(様式 7 による。)
- 3 作業行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 4 県の職員又は県が任用する森林保全巡視指導員が、作業行為の施工状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 5 開発行為が完了したときは、5 日以内に許可権者に届け出ること。(様式 3 の 2 による。)

(要綱第 20 条関係) (別紙 3)

指定理由の消滅による保安林解除に伴う

保安林内作業許可条件例

以下の条件に従って、作業行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- 1 作業行為に着手したときは、着手した日から 5 日以内に許可権者に届け出ること。(様式 2 による。)
- 2 作業行為の期間中は、見やすい場所に保安林内作業許可標識を掲示すること。(様式 7 による。)
- 3 作業行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 4 県の職員又は県が任用する森林保全巡視指導員が、作業行為の施工状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 5 開発行為が完了したときは、5 日以内に許可権者に届け出ること。(様式 3 の 2 による。) また、県の職員が、行為結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 作業行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ許可権者に届け出るほか、許可権者の指示に従い、防災措置を講ずること。(様式 5 による。) また、県の職員が、防災措置に関する確認を行う場合は、これを拒否しないこと。
- 7 作業行為の施工中に、災害が発生するか又は発生するおそれがある場合には、適切な措置を講じるとともに、遅滞なく許可権者に届け出ること。(様式 6 による。) また、許可権者より防災措置に関する指示があった場合には、指示に従い適切な措置を講ずること。
- 8 作業行為の内容又は期間を変更する場合は、あらかじめ変更の手続きを行うこと。(要領様式 47 による。)
- 9 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。
また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 10 立木の損傷、地表の保全に十分配慮し、作業を行うこと。
- 11 法面の緑化及び樹木の植栽は、適期に行うこと。
- 12 施工中、埋没する工作物(部分的に埋没する場合も含む)については、数量が確認できるように、状況写真を撮り、確認調査の際提出すること。
- 13 コンクリート工事を行う場合は、管理データを整備しておくこと。